## サイバー防衛研究会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、サイバー防衛研究会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本安全保障・危機管理学会の下部組織として、サイバー防衛に関わる産・学・官・民を結び、本会員相互の研究交流を促進し、新たな理論、技術、人材育成等を通じて、我が国のサイバー防衛の発展に資することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。
  - (1) シンポジウム、研究会、交流等の開催に関すること
  - (2) 会員相互の研究交流および研究成果の発表
  - (3) サイバー防衛についての取り組みに関すること
  - (4) その他各前号に関連する事業の実施に関すること

## 第2章 会員等

(会員)

第 4 条 本会は、本会の目的に賛同して入会した個人、事業者、民間団体、教育機関及び行政機関等の 団体(以下「個人等」)を会員とする。

(入会及び退会等)

- 第5条 本会に入会しようとする個人等は、正会員2名の推薦を受けて、別に定める申込書により会長に申し込み、事務局に提出しなければならない。入会申込者が第3条に定める本会の目的に賛同する場合は、正当な理由がない限り、幹事会の承認を経て入会を認め、これを入会申込者に対し通知する。
- 2 退会は会員の自由意思とし、退会希望者は退会のための所定の手続きを行い、随時退会することができる。
- 3 会員が次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
  - (1) 会員が正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
  - (2) 会員である団体が解散したとき
- 4 会員が本会の会則に定める規定に違反した場合、または本会の名誉を傷付け、本会の目的に反する行為をした場合には、幹事会の議決をもって退会とすることができる。

(会 費)

- 第6条 本会の会員は、事業年度ごとに1口以上の会費を納入しなければならない。
- 2 会費は、幹事会の議決を経て別に定める。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第7条 会員が第5条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返納しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

- 第8条 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 主査 1名
  - (3) 幹事 2名以上10名以内
  - (4) 監事 2名以内

(役員の選任等)

- 第9条 幹事及び監事は、会員の中から総会において選任する。
- 2 会長及び主査は、幹事の互選とする。
- 3 監事は、幹事または本会の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。
- 2 主査は、会長を補佐し、本会の業務を掌理する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、この会則の定め及び幹事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

- 第12条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、幹事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長に対し、本会の運営について意見を述べることができる。
- 4 第11条の規定は、顧問及び相談役について準用する。

第4章 会 議

(会議の種別)

第13条 本会の会議は、総会及び幹事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第14条 総会は、全会員をもって構成する。
- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。

(会議の開催)

- 第 15 条 通常総会は、会長が毎年 1 回、事業年度終了後 2 カ月以内にこれを招集し、臨時総会は会長が必要と認めたときに招集する。
- 2 幹事会は、随時開催することとし、必要に応じて主査が招集する。

(会議の開催)

- 第16条 総会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 会則の改正に関わる事項
  - (2) 役員の選任に関わる事項

- (3) 事業計画及び予算に関わる事項
- (4) 事業報告及び決算に関わる事項
- (5) その他本会の運営の基本的な方向に関わる事項及び必要事項
- 2 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 事業の推進及び運営事項
- (2) その他事業の遂行上緊急性を要する事項。ただしこの場合、開催される総会に審議結果を報告しなければならない。

(定足数及び決議)

第17条 総会は、総数の2分の1以上が出席した場合に成立し、議事はその過半数の同意をもって決する。また、やむを得ない理由にて出席できない会員は、あらかじめ他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において出席したものとみなす。

2 幹事会は、総数の2分の1以上が出席した場合に成立し、議事はその過半数の同意をもって決する。また、やむを得ない理由にて出席できない幹事は、あらかじめ他の幹事を代理人として表決を委任することができる。この場合において出席したものとみなす。

第5章 解 散

(解 散)

第18条 本会は、幹事会において幹事総数の3分の2以上の議決を経て、総会において会員総数の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の帰属)

第19条 本会が解散したときに残存する財産の帰属は、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経て選定する。

第6章 雜 則

(経 費)

第20条 本会の運営経費は、会費、参加料、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

(重業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事務局)

第 22 条 本会の事務を処理するため、事務局を明治大学サイバーセキュリティ研究所に設置する。

(委任規定)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会の同意を経て別に定める。

附則

1 この会則は、2022年2月25日から施行する。